

消費生活相談室からのお知らせ

消費生活相談室は、消費者が受けた訪問販売、電話勧誘等での契約、取引に関するトラブルのご相談をお受けしています。

最近急増しているトラブル事例を紹介しますので、ご注意ください。

また、契約トラブルに遭ってなくても、契約に関する様々な質問や悪質商法と思われる情報提供等を随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

事例1 プロバイダの変更勧誘に関するトラブル

インターネットに接続するためには、一般的にインターネットサービスプロバイダとの契約が必要となりますが、最近、プロバイダの変更（乗り換え）に関するトラブルが急増しています。

トラブルを起こしている事業者は、大手電話会社名をかたるなどして、「今契約しているプロバイダより、必ず安くなるから乗り換えませんか」と電話で勧誘し、遠隔操作で接続切り替え作業をしています。

予防と対策

- ▷「今より安くなる」などと勧誘されても、契約前に契約内容に関する書面を求め、はっきり理解できなければ、承諾しないでください。
- ▷プロバイダ等の契約は、法律上のクーリング・オフ制度はありません。困ったときは、消費生活相談室へお気軽にご相談ください。

事例2 新築・リフォーム工事の中断・遅延に関するトラブル

東日本大震災の復興工事や東京五輪などによる建設業界の人手不足を背景に、住宅の新築・リフォームで、工事の遅延や中断、放置に関する相談が全国的に増えています。

住宅の新築やリフォームは、決して安くはない買い物です。契約に先立ち、慎重な比較検討、契約条件の確認などをしましょう。

予防と対策

- ▷契約する前には、複数の事業者から見積りを取り、費用だけでなく確実に工事が進められるかなどについても十分検討することが重要です。
- ▷工事が滞った際の備えとして、遅延補償を契約内容に記載したり、完成保証制度が利用できる場合は、それを選択することも検討してみましょう。
- ▷費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。心配なときは、消費生活相談室へお気軽にご相談ください。

4月から相談窓口を移設します

市では、消費生活相談室の機能強化と消費者被害の未然防止等を目的に、平成27年4月から周辺市町（つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）と広域連携して消費生活相談を実施します。

消費生活相談の広域連携化に伴って、下記のとおり相談窓口を市役所から五所川原市民学習情報センターへ移設します。

新相談窓口 五所川原市字一ツ谷 503-5 五所川原市民学習情報センター内

*相談専用直通電話番号に変更はありません。

開設時間 火～金曜日 9:00～17:00

土曜日 10:00～16:00

*12月29日～翌年1月3日までの期間および日曜、月曜日、祝祭日は休み

お問い合わせ・相談先

商工労政課消費生活相談室

(市役所3階)

相談専用直通電話〈平日9:00～16:30〉

TEL 33-1626